## 村澤社会保険労務士法人 令和4年2月号

## 副業を認めますか?

- ◆副業等を認める方向にはあるようですが… アデコ株式会社が実施した「副業・複業に関するアンケート調査」によると、
- ・「副業・複業」を認める企業は約4割以上(2018年より15ポイントアップ)。一方、半数以上はいまだに「副業・複業」を認めず。

- ・現在、「副業・複業」禁止の企業で、将来的に認めることを検討しているのは2割以下。
- ・副業・複業を行っている人の雇用について「受け入れている」企業は3割以下、「受け入れる 予定がない」は半数以上。

という結果が出たそうです。

なお、この調査では副業を「本業の合間に行うサブ的な仕事」、複業を「複数の仕事をすべて本業として行うこと(兼業)」と定義しているそうですが、ここでは副業等とまとめて記します。

この調査は上場企業に勤務する部長職・課長職の方を対象としたものですので、その他の属性 の方についても同じ傾向ではないと思われますが、だんだんと副業等を認める方向に向かっては いるようです。

## ◆それでも副業を認めますか

副業等に関しては、労働時間の把握(労働時間の自己申告制、通算ルール、厚生労働省の管理 モデルによる管理など)、割増賃金支払い義務、健康管理など、気を付けなればならない点が多 くあります。また、自社の社員が副業先で休業が必要な労災となってしまった場合、当然ながら 自社の業務にも影響が出ます。こうしたことから、上記の調査にもあるように、上場企業でさえ も副業等の受け入れには消極的な企業があるのでしょう。

副業等にまつわる課題を理解してなお、許可を検討する場合には、本業たる自社の業務に専念する義務があること、労働時間の報告義務なども含めて社員と誓約書を交わすこと、関連する就業規則などを整備することは必須でしょう。

副業等について、それが請負契約によるものは許可するという制度にすれば、多少はこうした 課題も少なくなりますが、自社の魅力度アップのための効果は弱まるでしょうから、現状ではな かなか導入がむずかしい制度といえるかもしれません。副業等を認める制度を取り入れるとして も、慎重な検討が必要でしょう。

【アデコ「副業・複業に関するアンケート調査」】

https://www.adeccogroup.jp/pressroom/2021/1028

【厚生労働省「副業・兼業」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.html